

水質汚濁防止法施行令等の一部改正の概要

1 有害物質の追加関係

(1) 有害物質の追加

有害物質として、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び 1,4-ジオキサンを追加した。

(2) 特定施設の追加

1,4-ジオキサンが有害物質に追加されたことに伴い、これを排出する施設である「界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）」及び「エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設」を特定施設に追加した。

※ 新たに特定施設となった既設の施設（設置の工事をしているものを含む。）については、法第6条第1項に基づく届出（使用届出）が必要。

2 排水基準関係

(1) 排水基準の追加等

今回有害物質として追加した物質のうち、1,4-ジオキサンについては、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を測る観点から、排水基準（0.5mg/l）を設定した。

(2) 暫定排水基準

一般排水基準に対応することが著しく困難と認められる業種その他の区分に属する特定事業場に対しては、経過措置として、施行日から3年間（平成27年5月24日まで）（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する工場又は事業場にあつては、2年間（平成26年5月24日まで））に限って適用する暫定的な排水基準（2～200mg/l）を設定した。

(3) 適用猶予

上の排水基準は、施行日以降新たに特定事業場となる事業場には直ちに適用されるが、施行の際現に特定施設を設置（設置の工事をしているものを含む。）している特定事業場については、適用を一定期間猶予することとした。

3 指定物質関係

指定物質として、クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物及びフェノール類及びその塩類を追加した。

4 地下水関係

(1) 地下浸透規制

今回有害物質として追加した物質を含む特定地下浸透水は、他の有害物質を含む特定地下浸透水と同様、地下浸透を禁止することとした。この規制は既に設置されている特定施設に係る特定地下浸透水であっても、施行日から適用される。

(2) 構造等に関する基準

改正水質汚濁防止法（平成 24 年 6 月 1 日施行分。以下「改正法」という。）により、有害物質使用特定施設を設置している者（当該施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）、又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）を遵守しなければならないこととされている。

改正法の施行日時点で今回有害物質として追加した物質を製造し、使用し、若しくは処理する既設の特定施設又は貯蔵する既設の貯蔵施設は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に該当することになり、当該施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）については、平成 27 年 5 月 31 日までは構造等に関する基準は適用されない。

(3) 点検、記録及び保存

改正法により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について、定期に点検を実施し、その結果を記録し、保存しなければならないこととされている。

改正法の施行日時点で現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）についても、改正法の施行日から点検、記録、保存の義務が適用される。

(4) 浄化基準

今回有害物質として追加した物質に係る地下水浄化基準値を設定した。なお、1,2-ジクロロエチレンに係る基準値は、シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量である。

5 検定方法等関係

上の改正等に伴い、排水、特定地下浸透水等に係る 1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び 1,4-ジオキサンの検定方法及び測定方法について、関係告示を改正し、検定方法等を整備した。

6 事故時の措置

新たに有害物質に追加された 3 物質は、他の有害物質と同様、事故が発生した場合の応急の措置や届出等の事故時の措置の規定が適用される。

水濁法施行令等改正の概要（一覧表）

項 目	改 正 等 の 内 容
有害物質 法施行令第2条	<u>3 物質を追加</u> ・塩化ビニルモノマー ・1,2-ジクロロエチレン ※シス体(元から該当)とトランス体を一体化して改名 ・1,4-ジオキサン
指定物質 法施行令第3条の3	<u>6 物質を追加</u> ・クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。） ・マンガン及びその化合物 ・鉄及びその化合物 ・銅及びその化合物 ・亜鉛及びその化合物 ・フェノール類及びその塩類
特定施設 法施行令第1条に基づく別表第一	<u>2 施設を追加</u> ・界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。） ・エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設
排水基準 法第3条第1項に基づく総理府令（排水基準を定める省令）	<u>1 物質について追加</u> ・1,4-ジオキサン 0.5mg/l ・但し、5業種に暫定基準が適用（適用期間は業種に応じ2年間又は3年間）
地下水の浄化措置命令に係る浄化基準 法施行規則第9条の3第2項に基づく別表	<u>3 物質について追加</u> ・塩化ビニルモノマー 0.002mg/l ・シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04mg/l ・1,4-ジオキサン 0.05mg/l
排水基準に係る検定方法 排水基準を定める省令に基づく 検定方法(昭49年告示第64号)	<u>1,2-ジクロロエチレンについて改訂</u> シス体にあつては JISK0125 の 5・1, 5・2 又は 5・3・2 トランス体にあつては JISK0125 の 5・1, 5・2 又は 5・3・1
地下水の浄化措置命令に係る浄化基準に関する測定方法 法施行規則第9条の4の規定に基づく 環境大臣が定める測定方法	塩化ビニルモノマーの検定方法として1方法を追加 従来の方法（ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法）に加え、 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法を追加 …「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）付表
公共用水域環境基準に係る検定方法 水質汚濁に係る環境基準について (昭46年告示第59号)	<u>1,4-ジオキサンの検定方法として2方法を追加</u> 従来の方法（活性炭抽出ーガスクロマトグラフ質量分析法）に加え、次の2法を追加 ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法 …「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）
地下水環境基準に係る検定方法 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平9年告示第10号)	
特定地下浸透水の有害物質の濃度に係る検定方法 法施行規則第6条の2の規定に基づく 環境大臣が定める検定方法	